保護者のみなさまへ

利用料引き落としのご案内

１月～３月分の学童クラブ利用料を、
ご指定の口座より２月２９日（木）に引き落とします。
前日までに、口座に必要額をご用意ください。

★ 利用料は月額５，０００円で、３ヶ月分の方は１５，０００円です。
※延長利用登録をしている方は、延長利用料も別途発生します。
詳細につきましては、以下 URL をご確認ください。
https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/006/003/001/d00202023.html

★ まだ口座振替依頼の手続きをしていない方は、２月５日(月)までに『Web 口座振替受付サービス』でオンライン登録のお手続きをしてください。

★ 振替口座の指定が間に合わなかった方には、２月中旬にご自宅に納付書を送付します。納付期限までにお近くの金融機関でお支払いください。

利用料減免申請書を提出済みの方、これから提出される方は

● 生活保護受給世帯、非課税世帯、就学援助費受給世帯※の方は、利用料の全額免除の対象です。今年度、免除が承認された方と減免申請中の方には、今回の引き落としをおこないません。(減免申請中の方は、後日、免除の可否につき決定し、決定通知を郵送します。免除の対象とならなかった方については、後日、利用料を請求させていただきます。)

※給食費のみ免除の場合は学童クラブ利用料免除の対象外です。

● まだ減免申請書を提出していない生活保護や就学援助費を受給中・申請中の方、非課税世帯の方は、学童クラブから減免申請書を受け取り、２月５日（月）までにご提出ください。提出が間に合わない場合は、学童クラブに連絡帳や電話で、至急ご連絡をお願いします。

● **今年度の免除申請は、令和６年３月３０日（土）で受付を終了いたします。**

● 就学援助費申請中の方は、審査結果を待たず、先に減免申請書を提出してください。

《問い合わせ先》世田谷区児童課児童育成担当　℡5432-2308